

# ストップ・リニア！訴訟第17回口頭弁論

古田裁判長に原告適格の中間判決の中止を求める。

リニア工事・供用時の影響が不明確では原告適格を決めるのはムリである～原告側は反対を主張する！

**期日：12月20日(金)**

**時間： 午後2時30分**  
(開廷時間)

**集合： 午後1時15分**  
(東京地方裁判所)



前回の第16回口頭弁論で、古田孝夫裁判長が突然『来年3月に原告適格の中間判決を出す』と表明しました。原告側の求釈明に応じず、鉄道施設の設計や工事車両の走行ルートが不明であり、また「リニアは国家的事業」と国もJR東海も宣伝しているわけですから、原告数を限定すること自体に無理があります。法廷では、原告の適格性について原告側が意見を述べる予定です。これまで同様に多くの皆さんの結集で傍聴席を埋めましょう。

## <12月20日の行動予定>

- 13:15 東京地裁前集合  
地裁前集会
- 14:00 傍聴券抽選
- 14:30 開廷、15:20 閉廷
- 16:00 院内報告集会
  - ①電磁波の影響
  - ②静岡リニア問題の現況
  - ③原告適格の判決問題
- 参議院議員会館B103会議室  
(14:30～1階ロビーで入館証配布)
- 17:45 終了予定

## 法廷では拍手などはしないで静粛に！



ストップ・リニア！訴訟原告団事務局：問合せ 080-6545-8784 橋本